



つばめ通信

第006号

平成20年4月25日

特定非営利活動法人

NPO 成年後見湘南

平塚市高浜台2番13号

発行責任者：比企 明義

「特定非営利活動法人 NPO 成年後見湘南」ってなに？

こんな質問を、一般の人たちからならまだしも、会員の皆さんから問いかけることがあります。当会の広報紙をもって自認する「つばめ通信」としては、由々しき問題と嘆かざるを得ません。

ここで改めて、何者か？ 何をしているのか？ どんな役に立つのか？ などについて、出来るだ

けやさしく説明したいと思います。

「名は体をあらわす」という言葉があります。そこで、まず名前を分解しながら説明し、何者かを理解していただきます。この長ったらしい名前を区切ると、次の2つのグループに分けられます。

【特定 / 非営利活動 / 法人】 【NPO / 成年後見 / 湘南】

前のグループで、この団体が、【特定された分野で / 営利を追及しない活動をする / 法人】であることが示されています。

「特定された分野」は、法律で12個定められており、当会は、その中の、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」に属し、神奈川県知事から設立の認証を得て、「法人」となっています。

後のグループが当会固有の名前です。NPOは、英語 Non Profit Organization の頭文字をとったもので、「非営利組織」を意味します。

「成年後見」が当法人の中心的活動を表す部分で、平成12年の民法改正で発足した成年後見人制度を活用して、知的障がい者の生活を保護し、人権を守る活動を実践する願いがこめられています。

最後の「湘南」は、私たちの活動地域を指しています。行政区分にはない呼称と思いますが、漠然とこのあたり一帯に住む人たちを対象としています。

今、何をしているのか？と言われれば、家庭裁判所の監督のもとに、保護者の方々とチームを組んで、8名の知的障がい者ご本人の複数成年後見人となり、ご本人の幸せな一生を見守る身上監護と、悪い人たちにだまされたりしないための財産管理とを行っています。

不幸にして保護者の方に先立たれても、不滅の法人が引続きこのご本人を守る仕事は、続けられます。

若し貴方が知的障がい者の保護者であり、ご自分の死後、ご本人が今の幸せな生活を送れるか、とご心配なら、是非一度NPO 成年後見湘南の扉をたたいて下さい。

若し貴方が知的障がい者の保護者でなくても、このような活動をしている私たちの趣旨に賛同して戴けるのなら、是非当会にご入会下さり、約100名の会員のお仲間の一人になってください。心より感謝申し上げます。

まだ語り尽くせぬことも多々ありますが、紙面も尽きましたので終わります。いつかまた機会があればお会いしたいと思います。

(比企 明義)



ご相談をお待ちしております

成年後見のご相談は下記へ

090-4375-3650

スタッフだより

この法人に参加して

☆ 今から6年程前、比企さんをはじめとする成年後見制度の勉強会を立ち上げた頃、私はパート勤めと介護で忙しく、心の端にひっかかってはいても参加できる状態ではありませんでした。

月1回開かれている法人の定例会議に、昨年初めて参加しました。そこは勉強の場ではなく、この法人の運営や問題点を話し合っているところでした。

☆ ……えっ、ここは何も知らない私が来る所ではない。だって私は成年後見制度を何も知らないし、この制度を勉強しようと思ってやって来たのだから…… あせった私は図書館に行き、本屋に行き、分厚い本を集めました。(集めただけで安心しあまり読んでない状態ですが……) 私がわからない、わからないと言うので、この法人の「成年後見制度学習テキスト」が出来つつあります。これで私も、新たに参加される方も安心です。

☆ 私が、弟の将来を想う時、私の子供に面倒を見てもらうように頼むのは心が痛むし…… 安心を与えてくれるこの法人があつて本当によかったと安堵しております。(まだ、お願いしてありませんが…)

そういう期待のかかったこの定例会議に出席するようになって責任を重く重く感じます。大切なことは、この法人がず〜と存続していく事。利用していただく方との信頼のきずなを太くする事。個人情報を出さないよう細心の注意を払う事など、など、いっぱいあります。

この法人が大きく育ち、誰もが幸せになれるよう、微力ですがお役にたてたらうれしいと思っております。

(和田 万里子)



編集後記：

◇ 法人運営に必要な規格や手順書等のうち、平成19年度までに定めたもの(法人としての成果)をご報告します。

- ・法人紹介パンフレット
- ・個人情報保護方針
- ・個人情報の守秘義務への誓約書
- ・複数後見人相互の合意書
- ・後見事務担当就任依頼書
- ・利用者の財産を証する証書類や印鑑を保管する銀行貸金庫利用手順書
- ・神奈川県提出書類マニュアル
- ・後見業務実施手順書
- ・後見事務実施メモ 書式
- ・後見人活動実費請求書 書式
- ・貸金庫在庫簿 書式
- ・成年後見制度学習テキスト 1章のみ

◇ 平成19年度までは、左に列記したように多くの成果を得ることができました。

これら成果の中から「守秘義務への誓約書」と「銀行貸金庫利用手順書」を紹介します。

和田さんも述べているように、法人活動を行っていく上で、個人情報の保護は大変重要な事項です。そのため、保護方針を定め、顧問・理事・後見担当の皆さん全員が、守秘義務を誓って誓約書を法人に提出しました。

成年後見は財産管理を行うので、依頼者から重要な証書類や印鑑を預かることになります。これら預かったものを確実に保管管理していかなばなりません。そのため、「銀行貸金庫利用手順書」を定め、決められた手順に沿ってのみ取り扱えるようにしました。

法人の活動を円滑に推進していくためには、まだ多くの規格や手順書等が必要です。

今後もこれらを進めてまいります。

(事務局)

